

5.4 学ぶ (Educate) ～歩行者・クルマと共存できる意識づくり～

「自転車安全利用五則」を、全ての道路利用者が理解し、実践できるよう交通安全教育の更なる充実を図ります。関係機関や民間団体と連携しながら、様々な機会を活用し自転車交通ルールについて啓発するとともに、自転車安全利用の指導、定期的な自転車の点検・整備の促進、自転車利用者とクルマの運転者、双方の「思いやる」意識啓発を行います。

(1) 様々な機会を活用した交通安全啓発

- 自転車利用者、その他道路利用者（歩行者、クルマの運転者）に対し、交通安全教育の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、「自転車安全利用五則」やその他の自転車交通ルールに関するポスターやチラシ等を配布することで、安全意識の啓発を行います。
- 自転車に関する道路標識について、自転車利用者に広く周知し、自転車の安全利用を図ります。
- 道路交通法に定められた違反行為を繰り返し行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の周知を図ります。

(2) 安全に乗るための意識啓発

- 自転車とクルマの運転手の双方に、互いに思いやりを持って車道を共有する意識を啓発する「思いやり1.5m運動」を行います。
- 関係機関と連携し、定期的な点検・整備の必要性とその方法について啓発します。
- 関係機関と連携し、自転車保険加入の広報啓発を行います。





5. 4. 1 様々な機会を活用した交通安全啓発

(1) 交通安全教室の拡充・充実

自転車利用者、その他道路利用者（歩行者、クルマの運転者）に対し、自転車のルールや安全利用に関する交通安全教育の充実を図ります。

- 子供や小・中・高生に対し、自転車の乗り方、交通ルール、安全意識について学ぶことのできる機会の提供、交通安全教室の開催等、関係機関と連携し、交通安全教育の充実を図ります。
- 警察署、教育機関、自治会、道路管理者等と連携し、通学路の合同点検を実施し、ハード・ソフト両面からの対策を実施します。
- 自転車通勤の拡大や通勤時における事故防止等の観点から、企業と連携し、交通ルールの周知・啓発を行います。
- 自転車を安全に利用するためのルール等の体験学習ができる施設「山口県交通安全学習館」について、関係機関と連携して利用を促し、自転車利用者の安全意識の向上を図ります。

参考 交通安全教室と体験学習



交通安全教室と山口交通安全学習館における体験学習の様子

(2) 安全啓発ポスター・チラシ等配布の実施

- 「自転車安全利用五則」やその他自転車に関連する交通ルールのポスターやチラシ等を作成し、配布することにより安全意識の啓発を行います。配布にあたっては、できるだけ多くの利用者に周知できるよう、地域に応じた配布方法を検討します。
- 宇部警察署では、毎年5月の「自転車月間」に合わせ、メールマガジンで自転車の交通ルールや違反・危険行為等を配信し、市民に自転車を安全に利用するよう呼びかけています。また、自転車の安全利用のためのQ&A（自転車安全利用Q&A（H30.4改定））を公表しており、自転車利用者の安全意識の向上のため、これらを活用した交通ルールの周知・啓発に取り組みます。

参考 啓発活動の資料

- 宇部警察署あんしんUPニュース
- 自転車安全利用Q&A

【出典：宇部警察署】



- 警察庁HP掲載資料





(3) 自転車に関する道路標識等の周知

自転車の利用にあたっては、以下の道路標識に従って通行する必要があります。自転車を安全に利用してもらうため、これらの標識・規制内容について、認識されるように取り組みます。

自転車に関する道路標識

一時停止



自転車も歩行者も一旦停止

横断歩道・自転車横断帯



自転車に乗ったまま、ここを通過して道路を横断することができる

自転車専用



自転車以外の車両、歩行者の通行禁止

自転車通行止め



自転車の通行禁止

自転車及び歩行者専用



普通自転車は歩道を通行することができる

普通自転車の交差点進入禁止



普通自転車が道路標示を超えて交差点に進入することを禁止

自転車横断帯



自転車に乗ったまま、ここを通過して道路を横断することができる

並進可



2台まで並んで走行することができる

(4) 自転車講習制度の周知

自転車利用者に対し、道路交通法に定められた違反行為について認知してもらうよう啓発するとともに、繰り返し違反行為を行った自転車運転者を対象とした、自転車運転者講習制度の周知を促進します。

表5.2 自転車運転者講習の対象となる違反行為

違反行為	内 容
信号無視 (第7条)	・赤信号や赤色点滅信号を無視する行為 ・歩行者・自転車専用の信号を無視する行為
通行禁止違反 (第8条第1項)	・禁止場所を右左折する行為 ・一方通行を逆走する行為 ・通行禁止場所を通行する行為
歩行者用道路徐行違反 (第9条)	・歩行者用道路で徐行しない行為 ・歩行者に注意せず歩行者用道路を徐行する行為
通行区分違反 (第17条第1項、第4項又は第6条)	・車道の右側を通行する行為 ・歩道や歩行者用路側帯を通行する行為 (13歳未満又は70歳以上、身体の不自由な方は除く)
軽車両の路側帯通行違反 (第17条の2第2項)	路側帯通行中に歩行者の通行を妨害する行為
遮断踏切立入り (第33条第2項)	警報中や、遮断途中の踏切りへ立ち入る行為
交差点安全進行義務違反 (第36条)	・交差点を進行する際 ①対向の右折車の進行を妨害する行為 ②優先道路及び広路を通行する車両の進行を妨害する行為 ③優先道路及び広路に入る際に徐行をしない行為 ・交差点直近を横断する歩行者に注意しない行為
交差点優先車妨害等 (第37条)	交差点を進行する際、優先車（左方から進行してくる車両、右折時の対向車）の進行を妨害する行為
環状交差点安全進行義務違反等 (第37条の2)	・環状交差点内を進行している通行車両の進行を妨害する行為 ・環状交差点内に進入する際徐行しない行為 ・環状交差点内を進行中 ①交差点進入車両に注意しない行為 ②交差点内を進行中の車両に注意しない行為 ③交差点直近道路を横断中の歩行者に注意しない行為
指定場所における一時不停止 (第43条)	・一時停止の標識に従わず（停車せず）に進行する行為 ・一時停止はしたが交差道路に進入する際、交差道路を走行中の車両の進行を妨害する行為
自転車の歩道通行違反 (第63条の4第2項)	・通行可能な歩道を進行中 ①車道寄り部分以外を通行する行為 ②指定場所以外を通行する際、徐行しない行為 ③歩行者の通行を妨害する行為
制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 (第63条の9第1項)	制動装置（ブレーキ）を備えていない又は破損している自転車を運転する行為
酒酔い運転 (第65条第1項)	酒に酔った状態で自転車を運転する行為
安全運転義務違反 (第70条)	自転車運転者の義務を怠る行為（車両等（自転車）は、ハンドル、ブレーキ等の操作を確実にし、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければならない。 ※不安定な状態（傘差し運転、携帯電話・スマートフォンを操作しながらの運転、二人乗り等）での運転は、安全運転義務違反に該当する可能性有
妨害運転 (令和2年（2020年）6月30日施行)	あおり運転に当たる「妨害運転」として、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反等の7つの行為が想定されている。





5.4.2 安全に乗るための意識啓発

(1) 思いやり1.5m運動の促進

車道の左側端を通行している自転車に対し、クルマが幅寄せをする等、安心して自転車が車道を通行できない実態があります。一方で、周りの交通に配慮しない自転車により、クルマの運転者が迷惑する場合があります。そこで、クルマの運転者に対し、「思いやり1.5m運動」を通じて、安全な速度と間隔で自転車とクルマが共に安全に道路を通行することができるよう啓発を行います。

- チラシの配布、ポスターの掲示、公用車へのマグネットの貼付等を行い、思いやり1.5m運動を促進します。
- 警察やバス、タクシー、トラック事業者をはじめとする自動車と関連する事業者、自転車販売店、自転車関連イベント等と連携した取り組みを検討します。

参考 思いやり1.5m運動

思いやり運動のステッカー



ステッカーデザイン



- バスラッピング
- ポスターデザイン

サイクリストの習慣として知られる「しなみぬ街道」の愛護者から始まった運動です



【出典：新潟市自転車利用環境計画】

(2) 点検・整備方法の啓発

自転車事故は、製品不良、整備不良によるものが多く、関係機関と連携し、事故防止につながる安全性の高い製品の購入や定期的な点検・整備の必要性とその方法について啓発します。



図5.8 自転車点検のポイント 【出典：警察庁】

(3) 自転車保険の加入促進

自転車は、便利な交通手段である一方で、自転車に関連する事故も多発しており、高額な賠償が必要になる自転車事故も増えています。被害者救済や加害者の経済的負担を軽減するための自転車保険加入の必要性が高まっており、万が一の事故に備えた自転車保険加入の広報啓発を促進します。

参考 自転車保険の加入促進

- 条例周知チラシ
- 自転車保険加入チェックシート

【出典：仙台市HP】

